

顧問に関する規程を次のように制定する。

令和2年規程第 号
令和年 月 日制定
経営委員会

顧問に関する規程

(設置)

第1条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に、顧問を置くことができる。

(職務)

第2条 顧問は、理事長の求めに応じて、管理運用法人の運営に関する助言を行う。

(委嘱)

第3条 顧問は、管理運用法人の業務に関し必要な知識及び経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する。

2 顧問は、非常勤とする。

(任期)

第4条 顧問の任期は、その都度理事長が定める。

2 理事長は、必要と認めるときは、任期期間中においても、経営委員会の同意を得て、顧問を解職することができる。

(手当)

第5条 顧問に対し、必要な手当を支給する。

2 手当の額は、日額31,800円とする。

3 前2項に規定するもののほか、顧問の手当に関しては、管理運用法人の役職員に準じて取り扱う。

(旅費)

第6条 顧問が出張するときは、旅費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、顧問の旅費に関しては、管理運用法人の役職員に準じて取り扱う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。

2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。

(規程の制定又は改廃)

第8条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。